

議案第45号

字の区域の変更について

土地改良法（昭和24年法律第195号）による区画整理事業の結果、字の区域の変更が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、県営土地改良事業 中山間地域総合整備 勝山地区の区画整理事業に伴う字の区域を別紙のように変更する。

令和2年11月30日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

土地改良法に基づく区画整理事業施行により、字の区域を変更する必要が生じたため、この案を提出する。

字の区域の変更調書

県営土地改良事業 中山間地域総合整備事業 勝山地区

次の区域を編入する。

大字	編入後の字	編入する字地番	
遅羽町 下荒井	7字 堂ヶ脇下	5字 新 田	20の1, 20の2, 24の2, 25の乙, 25の3, 26の3
	8字 山 添	17字 下 村	1, 2, 3, 4の2, 4の3, 5の4
これらの区域に隣接する道路、水路である市有地の一部又は全部			